

第 21 期第 12 回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和 5 年 3 月 27 日（月曜日）14 時 00 分

2 開催場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第 2 水産ビル 8 階 8BC 会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹 委員 中野信之 委員 小川勝士 委員 佐々木昇
委員 毛利元紀 委員 大井 昇 委員 牧野良彦 委員 山口俊介
委員 木村直哉 委員 杉若圭一 委員 斎藤裕美 委員 清水宗敬
委員 井尻成保 委員 古谷直樹 委員 松田有宏

（出席 15 名）

4 議事録署名委員

古谷直樹及び松田有宏

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課 サケマス内水面担当課長 松村 悟
課長補佐（遊漁内水面） 岡村淳一
遊漁内水面係長 小川元樹
主査（内水面） 小川春人
遊漁内水面係 主事 佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場
研究主幹 安藤大成

7 議題

議事事項 漁場計画に係る公聴会の開催について

8 議事内容

(事務局)

それでは、ただ今から第 21 期第 12 回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたりまして野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、年度末を迎え何かとお忙しい中、委員会にご出席を頂きましてお礼を申し上げます。また、公務多忙の中、北海道水産林務部及びさけます内水試の皆様には、委員会のご臨席にお礼申し上げますとともに、委員会の審議につきまして、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

本日の委員会は、本年度最後の委員会ということで、今年度は漁業権切替の審議を中心に、7 回目の委員会を開催させて頂きました。コロナ禍の下での開催となりましたが、皆様のご協力によりまして、なんとか対面で必要な審議を行うことができました。改めて、お礼申し上げます。新年度に入りまして、しばらくは漁業権の一斉切替に係る必要な審議をお願いすることになると思います。月に一回ぐらいの割合で、開催していくことになろうかと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

本日の審議でございますが、これまでご審議をお願いしてきました漁場計画に関して、今般、知事の方から諮問がございました。本日は、その諮問に対する答申を行うにあたって、必要な手続きの一つであります公聴会の開催についてご審議を頂きます。委員の皆様にはご審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております松村サケマス・内水面担当課長にご挨拶を頂きます。

〔来賓挨拶〕

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

サケマス・内水面担当課長の松村でございます。野川会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃から、本道水産行政の推進にあたりまして、ご理解と、ご協力を頂いていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

北海道内水面漁場計画につきましては、昨年 7 月から共同漁業権、区画漁業権、それぞれにおいてご審議を頂き、前回、了承を受けましたことから、先日、16 日付けで内水面漁場計画の正式な案として諮問に至ったところでございます。本日は答申に向けての手続きとしての公聴会の開催について協議されると伺っているほか、その他の事項としまして北海道が作成する増殖指針の最終版についても、ご報告したいと考えておりますの

で、よろしくお願い致します。今後、公聴会が全道各地で開催されていくこととなりますが、引き続き皆様のご理解と、ご協力をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願い致します。

〔議事〕

(野川会長)

それでは最初に出席委員の人数を報告致します。先ほど事務局からもお話がありましたが、3名の委員さんの欠席がございます。15名の委員さんに出席をして頂いておりますので、委員会は成立していることを報告させていただきます。次に、本日の委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。本日は古谷委員と松田委員にお願い致します。よろしくお願い致します。

それでは、早速審議に入ります。議事事項「漁場計画に係る公聴会の開催について」でございます。先ほどの挨拶の中で、松村課長の方からもありましたが、漁業法上の必要な手続きとして、都道府県知事から漁場計画が作成されて内水面漁場管理委員会に諮問があった場合は、内水面漁場管理委員会としては、公聴会を開催して利害関係者の意見を聴かなければならないということになっております。詳しい説明は後ほど事務局から説明があらうかと思いますが、この公聴会の開催についてご審議をお願いすることとなっております。それでは、まず初めに、北海道知事から諮問のありました漁場計画の内容につきまして、漁業管理課からご説明を申し上げます。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

北海道内水面漁場計画、第8次共同漁業権・第15次区画漁業権につきましては、2月6日開催の第11回委員会において、共同の最終案及び区画の素案を説明させて頂き、共に最終案としてご了承頂いたところです。資料2の1ページから3ページをご覧ください。諮問文と関係法令の抜粋になります。漁業法第62条第2項、第63条第1項、第67条第1項及び第2項、第86条第1項の各条項に基づき、北海道内水面漁場計画、第8次共同漁業権・第15次区画漁業権原案を作成し、第64条第1項に基づき、令和5年2月9日から令和5年3月10日までの30日間、漁業法施行規則第22条第1項の規定により、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を漁業管理課ホームページにおいて公表するとともに、漁業管理課及び各振興局において縦覧にて利害関係人からの意見を聴取した結果、利害関係人からの意見の提出はありませんでした。

なお、漁業法第64条第2項に規定する利害関係人からの意見聴取結果については、漁

業管理課ホームページにおいて公表しております。併せて公益上の支障を確認するため、各河川管理者である国、道、市町村への協議を、令和5年2月9日に各河川管理者に文書にて協議し、令和5年3月15日までに全ての河川管理者から支障が無い旨の回答を得ております。

なお、令和5年1月19日から令和5年2月6日の間で、各振興局においても所管する区域の漁業権について、各河川管理者の現地窓口に対し口頭にて漁場計画の内容説明や支障の有無について事前協議を行っております。

以上を踏まえた検討の結果、第64条第3項、第67条第2項の規定に基づき、北海道内水面漁場計画、第8次共同漁業権・第15次区画漁業権原案のとおり、北海道内水面漁場計画案を作成したため、併せて漁場計画の設定及び付す条件について、漁業法第64条第4項、第67条第2項、第86条第2項の各条項に基づき北海道内水面漁場管理委員会に諮問するものです。

4ページから7ページをご覧ください。あらまじですが、新規、変更、廃止に変更はなく、第8次共同漁業権は新規1件、類似漁業権47件の計48件、第15次区画漁業権は全て類似漁業権の7件、合計55件となっております。次に8ページから14ページをご覧ください。北海道内水面漁場計画、第8次共同漁業権・第15次区画漁業権案の内容を説明致します。1の漁業権に関する事項は、先ほど説明させて頂いたとおり最終案と変更はありません。それでは、内容を漁業権ごとに説明致します。漁業の名称、漁業時期、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、その他漁業権の設定に関し必要な事項については、表に記載の内容をご確認ください。条件については、後ほど説明いたします。順番に読み上げさせていただきます。区分1、石内共第1号、漁場の位置は石狩市ほか、漁場の区域は石狩川ほか、漁業の名称はしじみがい、わかさぎ、やつめうなぎ、えび、もくずがにです。(以下区分55まで読み上げ)

次に条件について説明致します。条件については、8ページ区分1から12ページ区分48の共同漁業権については付しておりません。13ページの区分49から区分55の区画漁業権については、第86条第2項の規定に基づき、条件を付しておりますので内容をご確認下さい。2の保全沿岸漁場に関する事項はなしで変更ありません。次に14ページをご覧ください。今回より項目3から6に漁業の免許予定日、申請期間を記載しております。第8次共同漁業権については免許予定日を令和5年9月1日、申請期間を令和5年6月8日から令和5年7月7日午後5時まで、第15次区画漁業権については免許予定日を令和6年1月1日、申請期間を令和5年10月2日から令和5年10月31日午後5時までとしております。次に漁場図案について、担当の佐藤から説明致します。

(漁業管理課 佐藤主事)

私の方からは、前回委員会で説明した共同及び区画漁場図の最終案からの修正事項について説明致します。修正点は4箇所あります。前回委員会でご指摘頂いた修正が3箇所、河川管理者との協議により指摘された修正が1箇所になります。資料2の34ページを

ご覧ください。十内共第5号になります。図面中、十勝川河口付近に、最終案まではトイトツキ沼の表記をしておりましたが、漁業権の区域又は境界ではないこと、現地と協議し図面中への表記が不要であることが確認できたため削除しました。続いて39ページをご覧ください。図面中で右上の達古武湖ですが、最終案まで達古武沼と表記しておりました。現状に合わせて現在の表記の達古武湖と修正しました。また、図面で達古武湖の隣の達古武川の位置を示していなかったため、今回、追加しております。56ページをご覧ください。漁場の区域の1行目に小向川とあります。最終案では無名川と表記しておりましたが、河川管理者から、小向川である旨指摘を受けたため修正しています。図面においては左側上の小向川がこれに該当します。次に63ページをご覧ください。図面中でウトナイ湖と表記しておりますが、最終案までウトナイ沼と表記しておりましたが、漁場の区域の文言と乖離していたため、ウトナイ湖に修正しました。なお、今説明した修正により、漁場の区域が変更となる箇所はありません。私からの説明は以上です。

(漁業管理課 小川主査)

次に、前回の小委員会及び委員会において、ご意見を頂いた漁業権が設定されない見込みである市町村の区画漁業権に対する遊漁管理などへの対応状況について報告します。70ページをご覧ください。2月6日の委員会において最終案についてご了承頂いたのち、現地打合せ一覧のとおり、2月13日から2月28日の間、廃止見込みの6市町村と今後の対応等について現地打合せ行くと共に、河川管理者である北海道開発局の本局及び道の建設部に各市町村の相談などの対応について協力を依頼しておりますことを報告致します。また、併せまして、4件の今度で廃止される漁業権についても河川管理者に報告しており、合計10件について河川管理者に報告しております。今後も引き続き遊漁管理などに支障が生じないように対応して参りたいと考えております。漁業管理課からの説明は以上で終わらせて頂きます。

(野川会長)

引き続きまして、事務局から公聴会の開催日程案について、ご説明申し上げます。

(事務局)

公聴会の開催日程案についてご説明致します。資料は議事事項、資料1となります。漁業法第六十四条により海区漁場計画の作成の手續が定められており、都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、当委員会の意見を聴かなければならないとされており、また、委員会は意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、意見を聴かなければならないとされており、今般、公聴会の開催についてお諮りするものでございます。今回の漁業権一斉切替では、共同漁業権と区画漁業権の両方をあわせた北海道内水面漁場計画の案が諮問されましたので、公聴会につきましても、共同と区画の、両方を合わせての公聴会となります。公聴会の日程案でございま

すが、資料の1ページになります。4月13日の胆振振興局から5月12日の上川振興局まで、全道11箇所で開催する案としております。ゴールデンウィークを挟み4週間程度の間で開催しなければならないため、各振興局を通じ地元関係機関の理解を得た上で、1振興局1箇所を基本にしつつ、檜山と渡島、宗谷と留萌については合同での開催とした案となっております。ご出席頂く委員さんでございますが、野川会長と漁業権切替小委員会の杉若委員長、また、ご都合が付けば地元関係委員さんに、委員としてご出席頂きたいと考えております。それぞれ現地での移動は、現地振興局の業務車となることから、事務局と漁業管理課職員も合わせ、最少人数とさせて頂きたいと考えております。なお、日程等の変更が必要となった場合には野川会長にご一任頂きますよう、お願い致します。

次に資料2ページになりますが、日程案をカレンダーにおとしたものです。4月13日から、多い週は週五日間のうち四日間、公聴会を開催するような日程となっております。3ページは公示文案になります。内水面委員会の公聴会に関する手続規定によりまして、開催の期日から3日前までに、道庁（本庁）と振興局のホームページに掲示します。

資料4ページ、5ページがその手続規程となります。4ページの第2条で、開催の決定という項目ですが、委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならないと定められており、今回ご審議頂くものでございます。第4条で委員会は公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から3日前までに公示することとされております。次に資料6ページ、公聴会開催に係る漁業法関係の抜粋でございます。資料の中程、4都道府県知事は海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされ、5で委員会は意見を述べようとするときは、あらかじめ期日及、場所を公示して公聴会を開き、となっています。6ページの下の方ですが、内水面漁場計画の部分で、先ほどの規定は内水面漁場計画について準用するとなっております。資料7ページ、委員会開催スケジュール想定でございますが、1月の委員会でお配りしたものを更新したものとなります。朱書き部分が修正箇所となります。前回の委員会で、区画の漁場計画素案も最終案として頂きましたので、それに伴いまして小委員会や公聴会等の手続きが、当初の想定より減っております。次回委員会でございますが、表の中程、第13回委員会になりますが、5月中旬頃に、今回諮問のありました共同と区画の漁場計画の答申について、ご審議をお願いしたいと考えております。その際には、表の左側に第4回の小委員会とありますが、小委員会でご協議頂いたうえで、同じ日に委員会を開催することで考えておりますので、よろしくお願い致します。日程調整につきましては、後ほど、その他の中でご説明致します。事務局からの説明は以上でございます。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただいま、漁業管理課から内水面漁場計画について知事から諮問があった内容についての説明がございました。続いて開催日程について説明申し上げました。質問等がございましたら発言をお願いします。内水面漁場計画につきましては、この委員会で検討したも

のを基本としてできあがっているということでございます。漁場図については、前回の委員会で大井委員から指摘がございました国土地理院の地図の表記と違っているのではないかと、また、北海道の「フィッシングのルールとマナー」等と異なっている部分もあり、そのへんは整合性を取った方がいいのではないかとのご指摘があつて、それを踏まえて修正した部分について説明がございました。それから、委員会の方から、区画漁業権ですが、廃止された場合の対応について、もし事故があつた場合はどうするのか等、ご意見がございまして、それについて対応した結果の説明がございました。まず、漁場計画の内容について、ご質問等ございましたら発言をお願いします。これまで、委員会で審議してきたものから内容的には変わっていないということでございますので、特にご意見が無ければこれで了承するということとなりますが、それでよろしいでしょうか。

〈はいの声あり〉

(野川会長)

それでは、公聴会の開催日程についてご議論頂きたいと思います。ご質問等ございましたら発言をお願いしたいと思います。

(井尻委員)

公聴会の場合は、利害関係者だけでなく一般の人もある可能性がありますが、意見聴取は利害関係者のみということになりますか。具体的にどういふかたちで人が来るのでしょうか。

(事務局)

先ほどの資料6ページで、漁業法によりまして、5委員会は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないとされています。また、資料4ページ、5ページの手続規定におきましても、第6条で、公述者の範囲が定められております、(1)漁業権者、(2)入漁権者、(3)漁業権漁業の経営者、(4)漁業協同組合関係者、(5)その他利害関係のある者となっております。

(井尻委員)

ということは、一般の人を対象に公聴するのではないということ、自然保護等のNPO法人も利害関係者ではないということですよね。これらの人には、漁業権とかは関わってこないということですよね。

(事務局)

はい。利害関係者ではないと考えます。ただ、道が実施した利害関係者の意見聴取のように全くお聞きしない、ということではなく、その場で発言があれば、意見としてはお聞きする。それを踏まえて、次回の小委員会で協議を行ったうえで委員会にお諮りするのですが、その際に、そういう意見がございましたということで報告したうえで、今回の漁場計画への意見として扱うか、扱わないかも含めて、協議をして頂くことになると思います。

(野川会長)

基本的に、入ってはいけないとか、意見を言ってもいけないとか、そういうことはできないので、公聴会に来て発言したいという人については、特別問題がない限りは発言をして頂くということになりますよね。

(事務局)

はい。

(野川会長)

他に公聴会の日程についてご意見があれば。日程は限られていますが、ぜひ参加してみたいという委員さんがおられましたら、そのような意見でも。何かご意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

特に無いようでございますので、公聴会の開催については、このとおりに進めさせていただきます。先ほど、私、漁場計画について了承するというような発言をしましたが、今回諮問があった内容について説明があったということでございます。それについては、特段の意見はなかったという扱いとさせていただきます。それでは、この議事につきましてはこれで終わりにしたいと思います。引き続きまして、第五種の共同漁業権に係る増殖指針について説明を申し上げたいと思います。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川係長)

道の増殖指針について説明致します。資料は資料3となります。前回の委員会で、道の増殖指針の概要について説明させていただきました。今回は、5月に道のホームページで公表する公表版となります。増殖手法や増殖規模など内容については、前回の委員会から変更はございません。なお、前回の委員会で、釧路管内の塘路漁協と阿寒湖漁協の漁業権で設定されているウチダザリガニの増殖について、ご意見をいただきましたので、改めて、説明させていただきます。両漁協のウチダザリガニは、特定外来生物に指定される平成18年以前から漁業権魚種となっており、地元にとって重要な魚種となっております。平成18年の特定外来種指定にあたっては、道のほか環境省、水産庁からの助言も頂きながら増殖方法の検討を行っており、指定後は環境省から飼育等の許可を得て適切に漁業利用を行っているところです。平成18年以降、ウチダザリガニの取り扱いや第五種共同漁業の増

殖義務について変更はございませんので、今回の増殖方法についても従来からの取り組みのまま変更はありません。

今回の増殖指針でウチダザリガニの増殖についても公表されることで、道民の方々からご意見があるかもしれませんが、漁協は適切に漁業利用していること、また、第五種共同漁業権魚種であることから、増殖義務が課されていることについて説明し、ご理解を頂かなければならないものと思っております。増殖指針は第五種共同漁業権の増殖義務に関することであることから、他の魚種と同様に公表を考えているところです。増殖指針の説明は以上となります。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただいま増殖指針の内容について説明がございましたけども、質問等ありましたらお願いしたいと思います。

(斎藤委員)

先ほどの説明であれば、特定外来種になった後に、環境省と協議されて飼育するという事になったという認識で大丈夫でしょうか。

(小川係長)

平成18年2月に外来種として指定されているところですが、その前に、指定されるにあたって道、水産庁、環境省から助言を得て増殖方法を決めております。飼育の許可の方は、適切に許可申請をして許可されているということです。

(野川会長)

他にご意見等ございますか。

(中野委員)

この増殖指針は今回、これが決まったら、次回切替の10年後まで、何もなければ、このまま行くことになるのか、毎年、漁場管理委員会で議論することになるのか、そこが知りたいです。

(小川係長)

今回の道の増殖指針というのは、今回の免許にあたっての可否の基準として、5月に公表させていただきます。毎年どうなるのかということにつきましては、今度、内水面漁場管理委員会の方で毎年、目標増殖量というものを設定して頂く形になります。そのため、漁業権者さんにとっての増殖というのは、毎年の委員会で設定する目標増殖量を勘案して、増殖を果たして頂くことになると思います。

(中野委員)

先月、北海道大学さん、内水試さんで放流しても増えない、例えばヤマベの関係とか、そういう議論がされているのですが、ほかの方法がないか、いろいろ、くみ上げとか、中央(国)の方にも聞いたりもしているのですが、この指針に関しては都道府県に権限を与えているという回答でした。毎年、放流していてもあまり効果が無いときに、消極的行為の部分をもう少し認めるとか、今回は間に合あわないと思いますが、今後、議論していくようなことができればいいなど。また、重要だと思うんですが、ザリガニの部分もあると思うのですが、公表する形になるので時代に乗っていきけるような増殖指針を、今後はみんなまで勉強して、勉強会を開いたりして、やっつけていければいいなどというのが望みです。

(小川係長)

少し補足をさせていただきます。漁場計画、5年ごとに見直しとなります。また、増殖指針の方も、その際には見直されるのかなと思っておりませんが、毎年のことについては、それぞれその時の状況で環境が変わったりすることも考えられますので、その際は、内水面漁場管理委員会の目標増殖量の方で対応していく形になるのかなと思っております。また、その際には漁業権者さんからご意見等を聴きながら進めていく形になると思っております。

(中野委員)

できれば漁業権者ではなくて、増殖方法については、私たちは素人なので、今回、北大さんと内水試さんが出した、放流しても増えないというのが全国的に報道で出たのですが、北海道には内水試さんがいらっしゃるので、そちらの増殖方針を聴いたうえで、できれば今後、北海道らしい新しい手法を取り入れていきけるような形として頂きたい。漁協は、こうしなければいけないのだろうということで放流しているのですが、それが科学的に意味ないと言われたら、何をやってきたんだと。現場サイドではそうってしまうので、お金もかけているので、そういうのをできるだけなくしたい。魚は増やしたいのですが、そういうふうには持っていけるように、内水試さんと道庁さんでもっと議論して頂きたいと思います。

(野川会長)

ご意見ということでお伺いしておきたいと思いますが、内水試さんには今日も委員会にご出席頂いていますので、また、そういう必要が生じれば、随時、事務局からお願いして内水試さんに出席頂いたうえで、どうあるのが望ましいかということについて、いろいろ議論していけば、それが内水面の発展に繋がれば、非常によろしいことではないかと思えます。ぜひ北海道にもそのような対応をして頂けるように、委員会としても語り掛けていく必要があるのではないかと思います。他にご意見ございますでしょうか。

(井尻委員)

種苗法流、放流によって資源が増えるか増えないかということについては、私、ウナギは、いろいろな川で関わっているのですが、広がる余地がある川では増殖効果はありますが、既に占領されている川では養殖魚はなかなか増えない、放流しても残らないということが、ウナギの方でもあります。だから一部の川だけ調べても意味がないということがあります。これが非常に難しいのは種苗放流魚と天然魚を区別することは凄く難しく、ウナギでは耳石を一尾一尾解析しないとならないので非常に手間がかかる。そんなに広範囲にできるわけではないのです。報道の方は見ていなかったため先ほど知ったのですが、早急に結論できる問題ではないのです。中野委員からお話がありましたが、種苗生産、増殖をすることは、増殖をしなければならないということですが、先月の委員会でも新篠津村のお話の中で、疑問に思ったのですが、種苗生産は技術的にハードルが高く、どこでもできるわけではなくて。環境を整備する、これをもうちょっと評価してあげる。人為的に種苗を増やして放流することではなく、ここにも書いてありますが、例えば、遡上のダム、コンクリート工で魚道を作っていますが、どれだけ上っているのかよく分からないので、むしろ下れるのか。下る方が難しいとか。いろいろ問題があって、例えば、日本大学の安田陽一先生が言っていますが、コンクリートの所を石組みで徐々に上がって、徐々に下っていけるようにするとか。そんなに技術的ハードルが高くないやり方で、環境整備をできる方法も出てきていると思います。そういうところをもう少し評価して、認めてあげられるような制度にできないのかなと思います。個人的な意見です。

(野川会長)

貴重なご意見ありがとうございます。いろいろ時代の流れ、学問の進化に応じて増殖手法なんかも、たぶんいろいろ変わっていくのだらうと思いますけども、そういう知識を踏まえたうえで、こういう場でいろいろ議論しながら、より良いものを目指していくことが必要なことではないかという気がして聴いておりました。ありがとうございました。ほかに何かあれば。

(斎藤委員)

利害関係者の定義について、メールで回答を頂いていましたが、研究者は利害関係者にあたらないとのことでしたが、独立行政法人で関わっている研究者の方は、水産の方で一生懸命研究をなされている方だと思うので、そういった方の意見も聞いて頂きたいなと今回思いました。

(野川会長)

ご意見としてお伺いをしておきたいと思います。他に何かございますでしょうか。

(山口委員)

山女魚を守る会の山口と申します。我々、もう50年ぐらい前から道内でヤマベを放流してきましたが、最近、テレビと新聞でヤマベを放流するとかえって生態系に悪い影響があるというような報道がありまして、一部町内会では、もう放流を辞めようかという決定をしているというような所もあると聞いています。他の資料をいろいろ見てみたら、研究したのが13の保護河川という表現があって、調査した結果と書いてあったのですが、魚を採ることができないような保護河川では、ウグイ、ドジョウ、カジカ等いろんな魚が飽和状態に居るようなところに、ヤマベを放流したら、いろいろな影響があると思いますが、そうでない河川では飽和状態まで魚がいるのかなというところがありますので、そのへんのことを調べて頂ければ助かります。保護河川という言葉だけが抜けているだけで、凄く誤解があるような気がするので、ぜひ教えて頂きたいと思います。

(野川会長)

保護水面の関係で、杉若委員、何かコメントはございますか。

(杉若委員)

実際、保護水面以外の河川で相当、放流試験はやっています。また、保護水面だから飽和状態かというとは決してそうではなく、昭和30年代とかそういう年代であれば、サクラマス幼魚・ヤマベの生息密度も高かったのですが、ここ20年ぐらい前から、環境が悪化していて、一般河川より生息密度が低い保護水面もあるくらいで、今でも過飽和状態ではないと思います。サクラマス稚魚の放流も、かなり保護水面で行っていたのですが、キャパシティーの問題もあって。内水試さん、今も保護水面に放流を行っていますか。

(安藤主幹)

杉若委員の頃から比べると相当少ないです。内水試で種苗を作らなくなっていますので、昔とは状況は違うのかなと思っています。

(杉若委員)

先ほど、ヤマベを放流したら生態系に悪いのではないかという話がありましたが、山女魚を守る会等に道立水産ふ化場の方から卵を出していたのですが、その頃の種苗は、元々は北海道のサクラマスの卵を継代飼育していたものです。最近は結構本州の方から、向こうの方の遺伝的なヤマベが入ってきている感じがします。10年、15年くらい前から。それは北海道がヤマベの放流用の種苗を作らなくなったから。でも放流したいということで本州から入れている。それはたぶん生態系には非常に悪いと思います。山女魚を守る会の活動というのは、以前は決して悪いことではなかったと私は思っています。

(野川会長)

ありがとうございます。ヤマベの放流については、最近、いろんな考え方も出てきたりして、系統が違うものを放流しても、あまり効果はないのではないかとか、もちろん、河川の収容力に応じた放流にするとか。いろんな問題もあるので、なかなか単純には行かないものと思いますが、そういう議論をこの場でするのも、それはそれで有意義ではないかと思います。他に特段、発言しておきたいという方がおりましたら。

(小川委員)

今のサクラマス、ヤマベの件ですが、サクラマスということで沿岸の漁業者にとっては、いろいろ懸念が出てきているのではないかと考えています。調べましたがサクラマスの沿岸漁獲というのは2018年で約千トン以上あるんですね。日高、渡島など道南太平洋で、その60パーセントの漁獲がされています。稚魚の放流もやっていますし、幼魚の放流も実際やっています。当然、道内のもので、自然界のものですが。やはり先程来からの、ライフサイクルが違うものが北海道に放流され続けてきているということで、要するに住み着いてしまうというんですね。川でヤマベが常に放流され続けてきているのではないかというふうに耳にしています。サクラマスは当然降海型ですので海に下ると。ということは下らなくなってしまうと。放流しているけど、下る魚がいなくなると将来。渡島のサケマス増殖事業協会とかですね、北海道サケマス増協、団体でもやはり懸念しているんですね。それらに対する法整備が未だないと。どういうルール作りをするかということで、そういうものをしていかないと、沿岸漁業者というのは、一生懸命放流をしているんですが、目に見えないうちに、釣りの人も一緒なんだと思いますが。サケもこれだけ捕れたり捕れなかったりする時代になりましたので、サクラマスも大事な資源になってきますけども、できたら、こういう委員会の中で、ヤマベの道外からの放流についてのガイドラインのようなものを、将来、検討していくというふうに、専門家の皆さんにも、入って頂くような形が必要なのではないかと思っていますし、そういう増協の方でもそういう話が益々大きくなっていく可能性があるのかなと思います。内水試の主幹、どうなんでしょうか。

(安藤主幹)

おっしゃったことよく分かります。例えば、今、サケは北海道の中に5海区設けまして、同じ海区の中で基本的には事業を行うとことになっています。一方でサクラマスは、そういうルールが無いわけですね。本州の方から持ってきてても別に何もおとがめはない訳ですし、先ほど山口委員のご懸念にあったように、違う系統のものをちょっと入れると増えなくなるとか。要するに適用度が悪くなるということだと思いますが、そういった懸念も確かにあると思います。自分の所の河川で増殖事業を行うのが一番、それに越したことはなくて、遺伝的な問題も無いのですが、どこまでエリアを広げるかというのが難しい問題だと思います。地元だけの種苗でやってくださいと言いたいことはやまやまですが、こういった増殖指針を作るときに、ワカサギはどうなのかとなると、今、網走湖で西網走漁

協さんとかが、いろいろなところに種苗を出しているのですが、それはどうなんだろうという話になってしまいます。ちょっとその線引きが難しくなってくると。できれば、確かに自分の川だけで増殖事業を行って完結すれば、それに越したことはないですし、誰も文句は言えないと思いますが、それができればいいんですが、なかなかできないのが実情だと思います。原則自分の地域で、なるべく増殖事業を行うような努力をすると、それだけと言ってしまおうと対応できない漁協さんも出てきて、それは困るということになると思います。基本的には自分の河川若しくはエリアだと思いますが、そのルールを作るのは簡単ではないと思います。

(小川委員)

我々も先生方の資料で調べますと、水産学会誌などにいろいろ書いてあります。やはり、いろいろ懸念されると言われているのですね。我々、沿岸漁業者というのは直接影響を受けますので、そういう懸念されるものを、また、さらにずっと、この後も数年間、数十年間、行う状況にあると、既に学会で影響があると説明されているので、我々民間としては、懸念を払拭できないのです。いろいろ魚種もあるのでしょうか、それも含めてトータルの取扱いについて、今、主幹がおっしゃった、これは仕方がないではなくて、皆さんで検討して頂く、今後将来に向けて。そういう形でスタートして頂ければと思うのですが。

(野川会長)

今、この件について委員会として何かまとめるということにはならないと思いますので、ご意見としてお伺いしておきたいと思います。他に何かこの件に関しまして。それでは、増殖指針の最終版についてはこれで終わりたいと思います。その他と言うことで事務局何かありますか。

(事務局)

先ほどご説明致しました、次回5月中旬に開催予定の第13回委員会でございますが、本日、日程調整の用紙をお配りしております。お手数をおかけしますが、メール又は、お配りした用紙に、ご都合をご記入の上FAX等でご連絡頂きますよう、よろしくお願い致します。なお、今回は小委員会も開催することとなりますので、小委員会の委員さんにおかれましては長時間になりますが、よろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

(野川会長)

事務局で用意した案件は以上のようなのですが、委員の皆様から何か特段ございましたら。よろしいでしょうか。それではこれもちまして本日の委員会を終了致します。ありがとうございました。